

令和 2 年 第 4 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

目

次

議会議案第7号関係

1

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う現下の社会状況に鑑み、令和2年12月に支給する市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項

3 条例の概要

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の224に引き下げることとした。（附則第2項関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和2年12月</u>に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の230</u>」とあるのは「<u>100分の224</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和2年6月</u>に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の210</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。